

情報ファイル

information file

相談

司法書士会による
無料登記相談会

とき 8月6日(土) 午前9時～11時

ところ 市役所1階市民相談室

内容

・土地建物の相続、遺言、贈与、売買など権利に関する登記

・会社、法人登記

申込方法 8月4日(金)までに電話で予約申込

※予約のない方は、相談を受けられません。

予約先

愛知県司法書士会西三河支部
所属松井事務所
☎52-3003

年金

国民年金保険料
免除申請

経済的な理由などで保険料の納付が困難な方は、免除要件に

より、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の制度があります。

また若年者(30歳未満)を対象として、本人と配偶者の所得で猶予の判断をする「若年者納付猶予制度」、大学生・専門学校生などの学生を対象とする「学生納付特例」もあります。ただし、猶予でするので免除はされません。

一部納付する場合は次の保険料額(月額)の納付が必要になります。

※未納の場合、一部免除が無効になります。

・4分の3免除	3,760円
・2分の1免除	7,510円
・4分の1免除	11,270円

対象となる方

①所得の少ない方
②失業により保険料の納付が困難と認められたとき
③事業の休止または廃止により離職者支援資金貸付制度による貸付金の交付を受けたとき

(貸付決定通知書の写しが必要)

申請期間 7月1日(金)～平成24年7月末日(平成23年度分)
※できるだけ早く手続きをしてください。

免除期間の取り扱い 保険料が未納になっていると、未納の期間は老齢基礎年金の受給額

に反映されません。

免除を受けると、全額免除は免除を受けた期間の2分の1、4分の3免除は8分の5、半額免除は4分の3、4分の1免除は8分の7が老齢基礎年金の受給額として反映されます。(平成20年度以前の率は右記の率とは異なります。)

その他

免除期間中の納付免除を受けた分の保険料は、10年以内であれば追納することができます。この場合、2年を経過した分の保険料は当時の保険料に加算額を上乗せした額が追納額になります。

申請免除に必要なもの 年金手帳、印鑑

※平成23年1月2日以降高浜市に転入した方は、申請者とその配偶者およびその世帯の世帯主それぞれの平成22年分所得(課税)証明書(所得額・控除額のわかるもの)が必要です。

※今年度・前年度の失業により申請する場合は、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証などが必要です。

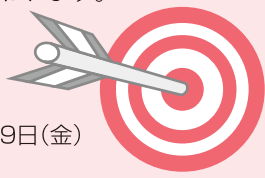
問合せ先

岡市民窓グループ
☎52-1111(内線216・261)

サマージャンボ宝くじ

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

1等	2億円×26本
前後賞各	5,000万円
2等	1億円×26本
発売期間	7月11日(月)～29日(金)
抽選日	8月9日(火)



広告

過払い金の返還 債務整理の無料相談

刈谷駅から
徒歩0分
着手金0円

事件処理に着手するまで



司法書士 今井裕司

このような方はご相談下さい!

- 払い過ぎた利息を取り戻したい!
- 過払い金のある貸金業者が倒産したら?
- 年収の1/3以上は借りられないの?

刈谷市南桜町1-73 南口ファミマ2F

司法書士法人 あいち司法&相談

0120-979-851